

青森県報

第四千二百十八号

平成二十八年
十月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

准看護師試験の施行	……………	(医療業務課)	…	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	……………	(高齢福祉課)	…	一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	……………	(同)	…	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出	……………	(障害福祉課)	…	二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退	……………	(同)	…	三
建設業者の許可の取消し	……………	(三八地域民局)	…	三
右	……………	(西北地域民局)	…	三
右	……………	(同)	…	四
右	……………	(下北地域民局)	…	四
公安委員会	……………	(同)	…	四
指定講習機関の行う初心運転者講習の休止	……………	(運転免許課)	…	四

告

示

青森県告示第六百七十七号

平成二十九年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十九年二月九日（木）

2 場所 青森市大字横内字神田二二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十八年十二月五日（月）から同月九日（金）まで。ただし、郵送する場合は、同月九日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

青森県告示第六百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所 所在地	居宅サ ービス の種類	居宅サ ービス 事業所 所在地	届出 年月日	廃止 年月日
株式会社 ケブリア ブ	青森市長島三丁 目一〇一 号	訪問介 護	八戸市類家 四丁目八 の二	"	平成 二〇一 三
株式会社 グート	八戸市新井田西 三丁目一 八の四	訪問介 護	八戸市大字 久保田 一丁目二 の二	"	"
株式会社 ライフア リーナ	弘前市大字駒越 一字村元 二二三の 一	通所介 護	弘前市大字 駒越三 字村元 二二三の 一	平成 二〇一 三	"
株式会社 cef i	青森市浪岡大字 一銀字杉 田六二の 一	訪問介 護	弘前市大字 中野五 丁目二 五	平成 二〇一 三	"

青森県告示第六百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所 所在地	介護サ ービス の種類	介護サ ービス 事業所 所在地	届出 年月日	廃止 年月日
株式会社 ケブリア ブ	青森市長島三丁 目一〇一 号	訪問介 護	八戸市類家 四丁目八 の二	"	平成 二〇一 三
株式会社 グート	八戸市新井田西 三丁目一 八の四	訪問介 護	八戸市大字 久保田 一丁目二 の二	"	"
株式会社 ライフア リーナ	弘前市大字駒越 一字村元 二二三の 一	通所介 護	弘前市大字 駒越三 字村元 二二三の 一	平成 二〇一 三	"
株式会社 cef i	青森市浪岡大字 一銀字杉 田六二の 一	訪問介 護	弘前市大字 中野五 丁目二 五	平成 二〇一 三	"

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	おかじま調剤薬局八重田店	○青森市八重田二丁目一三の一	平成 六・九・二
変更後	リヴ調剤薬局八重田店		
変更前	おかじま調剤薬局松原店		
変更後	リヴ調剤薬局松原店	青森市奥野二丁目二〇の一	
変更前	おかじま調剤薬局堤店		
変更後	リヴ調剤薬局堤店	青森市堤町二丁目三の一	
変更前	おかじま調剤薬局栄町店		
変更後	リヴ調剤薬局栄町店	青森市栄町二丁目二の二七	
変更前	おかじま調剤薬局三内店		
変更後	リヴ調剤薬局三内店	青森市浪館前田三丁目二七の二五	
変更前	くすし調剤薬局		
変更後	リヴ調剤薬局くすし店	青森市久須志四丁目三の一六	

青森県告示第六百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
おかじま調剤薬局旭町店	青森市北金沢二丁目一〇の二二	平成 六・九・三〇

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社中豊建設
- 二 代表者の氏名 中村 國夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字石手洗字梨子木平二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一一六三二号
- 五 取消年月日 平成二十八年九月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年九月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社丸福総産
- 二 代表者の氏名 千葉 郁弥
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣九七の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二七) 第四〇〇三九四号
- 五 取消年月日 平成二十八年十月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年四月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 工藤工務店
- 二 氏名 工藤 広幸
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ沢五三の一九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四) 第四〇〇二二八号
- 五 取消年月日 平成二十八年十月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年九月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十八年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社スケカワ
- 二 代表者の氏名 祐川 清人
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市宇田町一八の四四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三) 第一五六八八号
- 五 取消年月日 平成二十八年十月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第百二十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百八条の十の規定により、指定講習機関五所川原モータースクールの特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第十四条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十月二十八日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

- 一 休止しようとする特定講習の種類
普通自動車、普通二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習
- 二 休止しようとする期間
平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月三十一日まで

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円四十四銭